議案第60号

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 標記条例を次のように制定する。

令和5年12月5日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例

八幡浜市印鑑条例(平成19年条例第39号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で 示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対 応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら個人 番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号)第2条第7項に規定する 個人番号カードをいう。以下同じ。)を添えて 申請したときは、印鑑登録証の添付を省略する ことができる。
- **3** 市長は、**前2項**の申請があったときは

当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証<u>又は個人番号カード</u>を返付するものとする。

<u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申</u> 請)

- 第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
 - (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報シス

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 (略)

2 市長は、前項 の申請があったときは、印鑑 登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、 当該申請が適正であることを確認したうえ、当 該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付 し、かつ、印鑑登録証 を返 付するものとする。 テム機構の認証業務に関する法律(平成14 年法律第153号)第22条第1項に規定す る個人番号カード用利用者証明用電子証明書 を記録した個人番号カード

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。)

(印鑑登録証明の制限)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、 $\frac{$ **前2条に規定する**</sub>印鑑登録証明を行わない。
 - (1) 印鑑登録証**又は個人番号カード**の提示を しないとき。
 - (2) 印鑑登録証<u>又は個人番号カード</u>が破損又 は汚損のため、識別が困難なとき。
 - (3) (略)

(印鑑登録証明の制限)

第15条	次の各号のいずれかに該当するとき
は、	
い。	

- (1) 印鑑登録証_____の提示をしないとき。
- (2) 印鑑登録証_____が破損又 は汚損のため、識別が困難なとき。
- (3) (略)

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

提案理由

個人番号カード又はスマートフォンの利用者証明書用電子証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるようにするため。